

第8章

評価指標と進捗管理

資料4:計画書(案)からの抜粋

第8章 評価指標と進行管理

本章では、本計画の進捗状況を確認するための評価指標、進行管理について整理します。合わせて、都市再生特別措置法に基づく届出についても説明します。

本章のポイント

✓ 評価指標 参照 177ページ

8-1 評価指標の設定

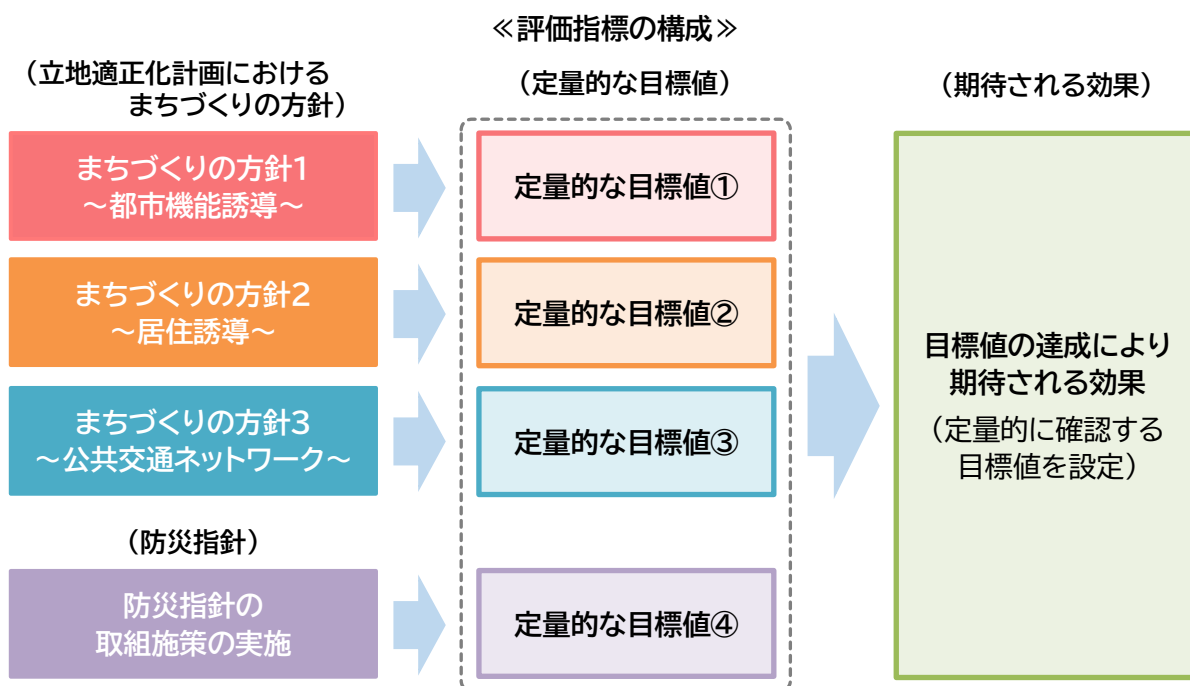
(1) 評価指標の設定の考え方

本計画の進捗状況を評価するための目標の設定に当たっては、評価・検証時の分かりやすさを考慮し、「立地適正化計画で目指す将来の姿」で整理した3つのまちづくりの方針と「防災指針」で整理した防災まちづくりの具体的な取組に関する内容に対して設定することにより、都市機能誘導・居住誘導・公共交通ネットワーク・防災の4つの視点により評価を行います。

また、それら「定量的な目標値」の設定とともに、目標値が達成された際の「期待される効果」についても定量的に確認する目標値を設定し、本計画の進捗状況を明らかにします。

目標値については、本計画の計画期間である20年後の令和25(2043)年度における値の設定を基本とします。

なお、計画策定後における社会・経済情勢の変化などによって、設定した評価指標への影響が考えられる場合は、目標値の変更や代替の評価指標を検討します。



(2) 評価指標の設定

本章のポイント

都市機能誘導

定量的な目標値①

評価指標	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
都市機能誘導区域内の誘導施設の立地状況	8つの都市機能	維持
評価指標	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
和光市駅の乗降人員(1日平均)	〈東武東上線和光市駅〉 180,819人 〈東京メトロ和光市駅〉 192,132人	現況値以上

居住誘導

定量的な目標値②

評価指標	現況値(平成27(2015)年)	目標値(令和22(2040)年)
居住誘導区域の人口密度	129.2人/ha	現況値以上
評価指標	現況値(平成27(2015)年)	目標値(令和22(2040)年)
居住誘導区域の生産年齢人口(15～64歳)の割合	69.5%	現況値以上

公共交通ネットワーク

定量的な目標値③

評価指標 ★1	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
路線バス・市内循環バスの利用者数(年間)	5,036 千人	現況値以上
評価指標 ★1	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
交通拠点における情報提供などの整備箇所数	1箇所	5箇所

防災指針

定量的な目標値④

評価指標 ★2	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
市民の防災・減災対策に対する備え(市民意識調査)	30%	60%以上
評価指標	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和15(2033)年度)
防災性向上に資する地区計画などの検討数	(策定後の地区数を確認)	1地区以上

目標値の達成により期待される効果

評価指標 ★2	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
住みやすさへの満足度(市民意識調査)	82.6%	90.0%以上
評価指標	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
市内の地価の維持・向上(地価公示の推移)	〈都市機能誘導区域内〉 510,667 円/m ² 〈居住誘導区域内〉 317,231 円/m ²	現況値以上

★1：和光市地域公共交通計画における「評価指標」を参考に設定

★2：第五次和光市総合振興計画基本構想における「目標像に関するKPI」を参考に設定

【都市機能誘導に関する定量的な目標値】

〈 定量的な目標値①－１ 〉

評価指標	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和25(2043)年度
都市機能誘導区域内の 誘導施設の立地状況	8つの都市機能	維持

(設定の考え方)

中心拠点の和光市駅周辺については、市民生活を支える中心市街地として更なる拠点性の向上を目指すものとしており、そのためには、子育て世代から高齢者まで多様な世代のニーズに対応する都市機能の誘導を図ることが必要であるため、都市機能誘導区域内で位置づけた誘導施設の立地数を評価指標とします。

誘導施設の立地誘導にあたっては、民間の動向だけでなく、第7章：誘導施策における「都市①」の施策(166 ページ参照)で挙げたとおり、和光市が主導的に取り組む各種事業によって新規や建替での誘導施設の立地を図るものとしているため、それら施策の推進に努めるものとします。

《本計画の誘導施設》

機 能	誘導施設
商 業	① 複合商業施設
金 融	② 銀行・信用金庫
子育て	③ 幼稚園・保育園・認定こども園・ 小規模保育事業所など
	④ 一時預かり・病児病後児保育施設
教 育	⑤ 小学校
	⑥ 図書館
文 化	⑦ 公民館・コミュニティセンター・ 地域センター
	⑧ 活動交流スペース

《誘導施策「【都市①】和光市駅周辺整備による誘導施設の立地誘導」での主な施策》

- ◇和光市駅北口土地区画整理事業の推進
- ◇和光市駅北口地区高度利用化の推進
- ◇和光市立第三小学校の官民一体複合化による建替検討
- ◇関係機関と連携した研究機能を有したポストインキュベーション施設の検討
- ◇誘導施設の立地を促進するための各種支援の実施

(目標値の設定)

都市機能誘導区域内の賑わい創出や利便性向上に向け、和光市駅北口の高度利用化の推進や和光市立第三小学校の複合化による建替検討などを進めることにより、既存施設の機能としての維持を図りながら、多様な世代のニーズに対応した新たな施設への更新を図ることなどを進め、目標年次においても、策定時と同様に全ての都市機能の立地が図られている状況を目指すものとします。

(算出方法)

- ・都市機能誘導区域の誘導施設の立地数を確認します。

〈 定量的な目標値①－２ 〉

評価指標	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
和光市駅の乗降人員 (1日平均)	〈東武東上線和光市駅〉 180,819人 〈東京メトロ和光市駅〉 192,132人	現況値以上

(設定の考え方)

中心拠点の和光市駅周辺については、多様な都市機能の維持・誘導や拠点内の環境整備により市内居住者が集まる場所として機能するだけでなく、和光市駅北口の高度利用化などの整備効果による市外からの来訪者の増加も求められます。そのため、本区域の賑わいや活性化を確認するものとして、中心拠点の玄関口である和光市駅の乗降人員を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値としては、新型コロナウイルス感染症の影響がない直近の値である令和元(2019)年度の乗降人員(1日平均)を基準とします。

目標値としては、将来的な人口減少が見込まれる中においても、和光市駅北口の高度利用化の推進などによる市外からの来訪者の増加を見込み、現況値以上を目指すものとします。

(算出方法)

- ・鉄道事業者が提供するデータを出典とした統計わこうなどをもとにして、乗降人員(1日平均)を確認します。

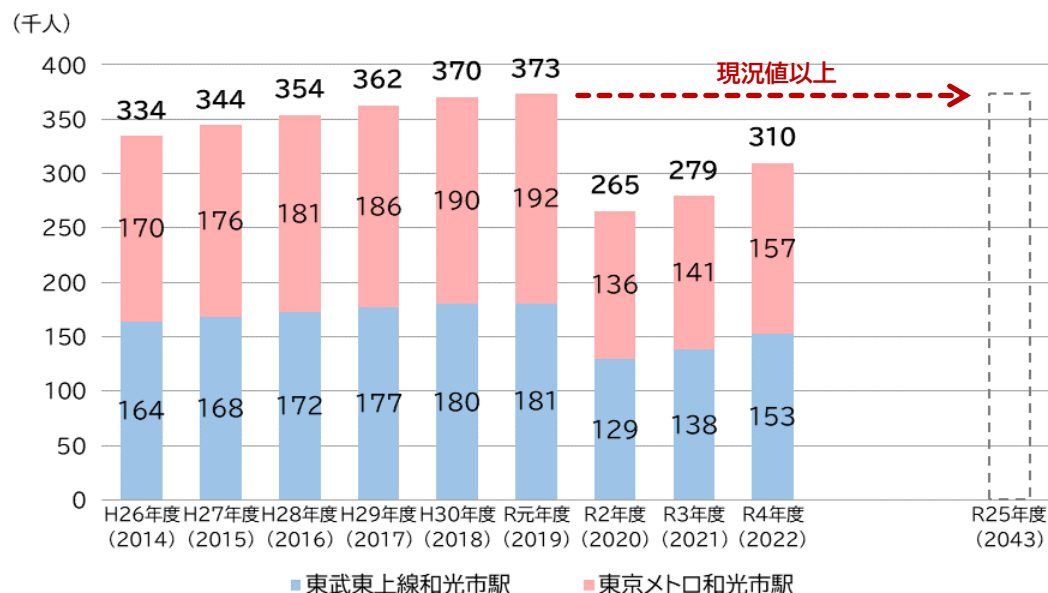


図 8-1 和光市駅の乗降人員(1日平均)

【居住誘導に関する定量的な目標値】

〈 定量的な目標値②－１ 〉

評価指標	現況値 平成27(2015)年	目標値 令和22(2040)年
居住誘導区域の人口密度	129.2人/ha	現況値以上

(設定の考え方)

今後も、市内の都市機能や公共交通を維持・充実して、より快適なまちづくりを推進するためには、高い人口密度を強みとして認識をする必要があります。そのため、居住誘導区域の人口密度を評価指標とします。

(目標値の設定)

平成 27(2015)年国勢調査の居住誘導区域の人口密度は 129.2 人/ha ですが、国立社会保障・人口問題研究所の将来的な人口推計においては、市内全域の人口減少により令和 22(2040)年には 126.3 人/ha に減少することが想定されています。

今後、居住誘導区域内での良好な住環境の形成や利便性向上の施策推進、防災に対する安全性を高めることなどにより、現況値以上の人口密度を目指すものとします。

(算出方法)

- ・国勢調査(小地域集計)をもとに、町丁目ごとの人口を居住誘導区域内外の面積で按分し、その合計値を居住誘導区域面積で割って算出します。なお、目標値の時点は、国勢調査の活用を想定して、目標年次(令和 25(2043)年度)の直近である令和 22(2040)年とします。

〈 定量的な目標値②－２ 〉

評価指標	現況値 平成27(2015)年	目標値 令和22(2040)年
居住誘導区域の生産年齢人口 (15～64 歳)の割合	69.5%	現況値以上

(設定の考え方)

本市では、高齢者人口は増加する中、若者世代、子育て世帯は年々転出傾向が強まっています。そのような中、持続可能なまちづくりを進めるためには、適切な世代構成バランスを保つ必要があります。そのため、居住誘導区域内での生産年齢人口(15～64 歳)の割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

平成 27(2015)年国勢調査の居住誘導区域の生産年齢人口(15～64 歳)の割合は 69.5%ですが、国立社会保障・人口問題研究所の将来的な人口推計においては、市内全域の人口減少・少子高齢化により令和 22(2040)年には 63.9%まで減少することが想定されています。

今後、魅力ある住環境の形成を進めることにより定住人口を確保し、現況値以上の生産年齢人口の割合を目指すものとします。

(算出方法)

- ・国勢調査(小地域集計)の年齢3区分別人口をもとに、町丁目ごとの年齢3区分別人口を居住誘導区域内外の面積で按分し、その合計値により居住誘導区域内における生産年齢人口割合を算出します。なお、目標値の時点は、国勢調査の活用を想定して、目標年次(令和 25(2043)年度)の直近である令和 22(2040)年とします。

【公共交通ネットワークに関する定量的な目標値】

〈 定量的な目標値③－１ 〉

評価指標	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
路線バス・市内循環バスの 利用者数(年間)	5,036 千人	現況値以上

(設定の考え方)

本市では鉄道、民間の路線バス、市が運営する市内循環バスにより、地域公共交通ネットワークが形成されています。誰もが市内外へ移動しやすいようにネットワークの維持・充実が必要です。そのため、路線バス・市内循環バスの利用者数を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値としては、新型コロナウイルス感染症の影響がない直近の値である令和元(2019)年度の利用者数(年間)を基準とします。

目標値としては、将来的な人口減少が見込まれる中においても、現況値以上を目指すものとします。

なお、和光市地域公共交通計画においても、同様の評価指標を用いて利用者数の推移を確認しているため、当該計画と整合を図りながら本計画の進捗管理を行っていきます。

(算出方法)

- ・ 民間路線バスの事業者が提供するデータや市内循環バスの実績資料をもとにして、和光市内を運行する路線バス及び市内循環バスの利用者数(年間)の合計値を確認します。

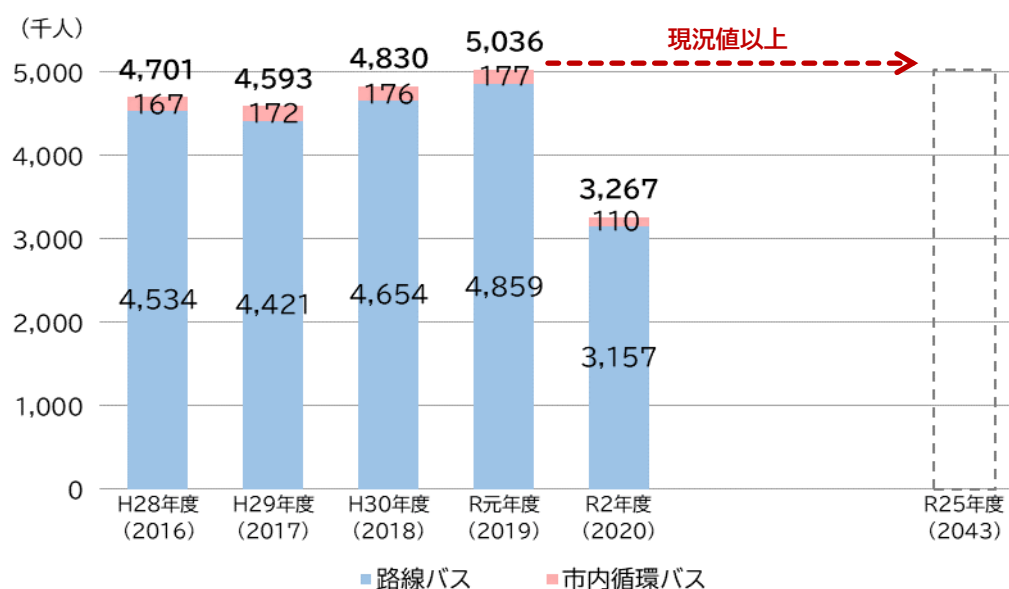


図 8-2 路線バス・市内循環バスの利用者数(年間)

〈 定量的な目標値③－２ 〉

評価指標	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和25(2043)年度
交通拠点における 情報提供などの整備箇所数	1箇所	5箇所

(設定の考え方)

本計画においては、和光市地域公共交通計画と連携して、市内で設定している交通拠点や公共交通ネットワークの形成を進めることにより、居住者の市内移動に対する利便性向上に努めていくものとしています。交通拠点においては、路線バスや市内循環バスの利用のしやすさの向上を図るべく、総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面などの整備・改善（173ページ参照）を行う必要があるため、その整備箇所数を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値としては、1箇所（和光市駅南口）です。

目標値としては、和光市駅南口も含む5箇所（①和光市駅南口、②和光市駅北口、③広沢複合施設・市庁舎周辺、④埼玉病院、⑤和光北インター東部地区内）において、整備・改善を行うものとしします。

なお、和光市地域公共交通計画においても、同様の評価指標を用いて整備箇所数の進捗を確認しているため、当該計画と整合を図りながら本計画の進捗管理を行っていきます。

(算出方法)

- ・情報提供など（総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面など）の整備・改善を行った箇所数を確認します。

【防災指針の取組施策の実施に関する定量的な目標値】

〈 定量的な目標値④－１ 〉

評価指標	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
市民の防災・減災対策に対する備え (市民意識調査)	30%	60%以上

(設定の考え方)

防災指針で整理したとおり、市内には多くの災害リスクが存在しています。防災指針での取組施策にある治水対策や市街地改良など行政が主となって災害リスクの低減に向けた取組を行うとともに、市民一人一人が市内の災害リスクを認識して、日ごろから出来る限りの身の回りの防災・減災対策を行うことが重要となります。

そのため、市民意識調査により防災・減災対策を行っているかを確認する項目を通じて、その割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値については、令和元年和光市市民意識調査における設問「あなたが経験したり取り組んだりしていること」での「日ごろから、防災・減災対策を行っている」と回答した割合を確認します。

目標値については、第五次和光市総合振興計画基本構想において和光市市民意識調査をもとにした目標値（令和 12(2030)年で 50%）を踏まえ、本計画の目標年次である令和 25(2043)年度には更に向上するよう、60%以上を目指すものとします。

(算出方法)

目標値の直近の和光市市民意識調査の結果を確認します。

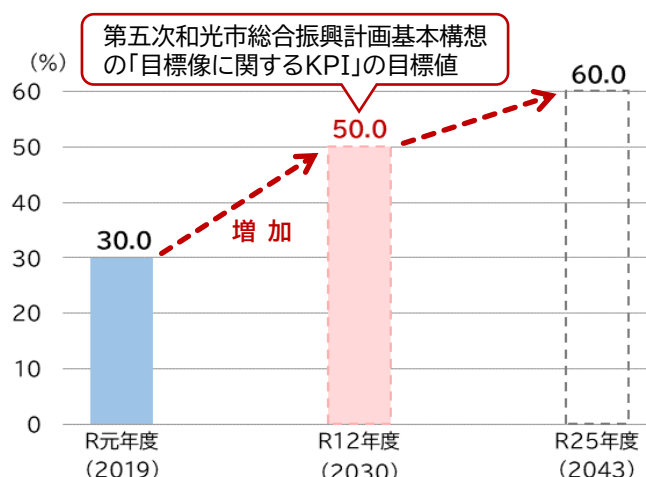


図 8-3 市民意識調査「日ごろから、防災・減災対策を行っている」と回答した割合

〈 定量的な目標値④-2 〉

評価指標	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和15(2033)年度
防災性向上に資する 地区計画などの検討数	(策定後の地区数を確認)	1地区以上

(設定の考え方)

災害に強いまちへ徐々に転換するためには、都市計画法に基づく地区計画制度を用いて、地区の道路拡幅や建物の壁面後退、浸水対策が備わった住宅建築などの地区の防災性向上に資するまちづくりのルールを定めることや、居住の移転を促進するための防災集団移転促進事業などの事業を用いて、具体的な取組を実践することが必要です。そのため、防災性向上に資する地区計画などを実際に検討した地区数を評価指標とします。

(目標値の設定)

地域住民の皆さまと一緒に必要内容であることから、防災指針の取組施策のスケジュールにある中期となる 10 年後の令和 15(2033)年度までに、防災性向上に資する地区計画などの検討が 1 地区以上で進んでいることを目指すものとします。

(算出方法)

立地適正化計画の策定後、防災性向上に資するまちづくりのルールを定めた地区計画などについて、地域住民とともに勉強会や説明会を実施したなどの具体的な取組を進めている地区数を確認します。

【目標値の達成により期待される効果】

4つの視点（都市機能誘導・居住誘導・公共交通ネットワーク・防災）をもとに各種取組を進めることにより、それぞれの目標値の達成を目指すとともに、それら取組の総合的な成果として以下の期待される効果の達成を目指します。

〈 期待される効果－1 〉

評価指標	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
住みやすさへの満足度 (市民意識調査)	82.6%	90.0%以上

(設定の考え方)

都市機能誘導・居住誘導・公共交通ネットワーク・防災の4つの視点により設定した目標値の達成により、生活利便性を高める都市機能が集積した拠点とともに、子育て世代から高齢者まで多様な市民が暮らす安全で快適な市街地が形成され、拠点と居住地が公共交通によってネットワークされた、住宅都市としての成熟度の高まりが期待されます。

このことによって、良好な生活環境が得られ、住みやすいと思ってもらえる市民が増えることが期待されます。そのため、その効果を測る指標として市民意識調査による「住みやすさへの満足度」の割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値については、令和元年和光市市民意識調査における設問「和光市の住みやすさについてどう思いますか」での選択肢「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合を確認します。

目標値については、第五次和光市総合振興計画基本構想において和光市市民意識調査をもとにした目標値（令和12(2030)年において90%）を踏まえ、その高い目標値が本計画の目標年次においても継続的に達成することを目指すものとします。

(算出方法)

目標値の直近の和光市市民意識調査の結果を確認します。

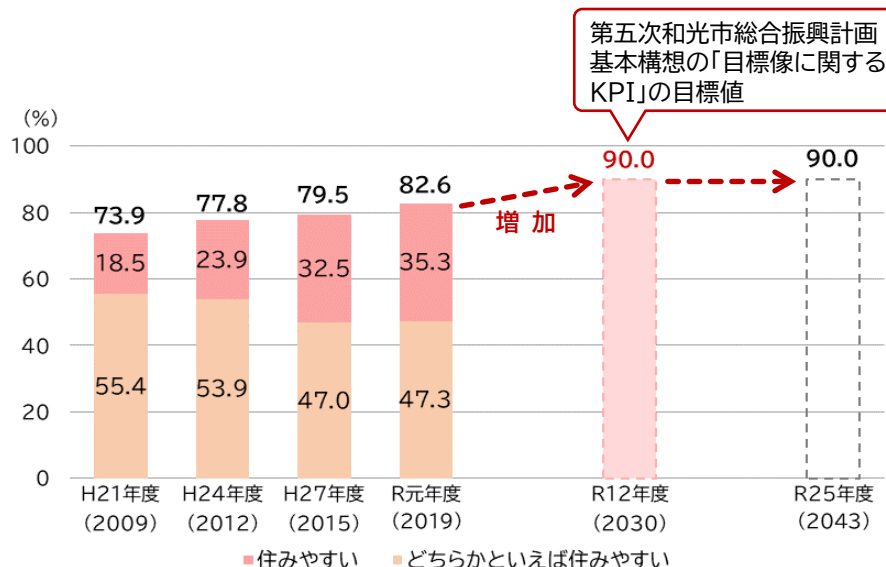


図 8-4 市民意識調査「住みやすい、どちらかといえば住みやすい」と回答した割合

〈 期待される効果－２〉

評価指標	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和25(2043)年度
市内の地価の維持・向上 (地価公示の推移)	〈都市機能誘導区域内〉 510,667 円/㎡ 〈居住誘導区域内〉 317,231 円/㎡	現況値以上

(設定の考え方)

各種取組を進め利便性の高い都市を形成することにより、都市の価値の高まりによる実態としての地価への反映も期待されます。そのため、その効果を測る指標として国土交通省が毎年公表する地価公示を評価指標とします。

(目標値の設定の考え方)

現況値については、令和5年(1月1日時点)の地価公示において、都市機能誘導区域に含まれる地点(令和5年は3地点)の平均値を用います。同じく、居住誘導区域に含まれる地点(令和5年は13地点)の平均値を用います。

目標値については、まちの価値の維持・向上を図るものとして現況値以上の達成を目指すものとします。

(算出方法)

毎年、国土交通省が公表する地価公示について、各地点の平均値を算出します。

なお、地価の推移は社会・経済情勢の変化に伴う影響も想定されることから、その点も踏まえながら推移を確認していきます。

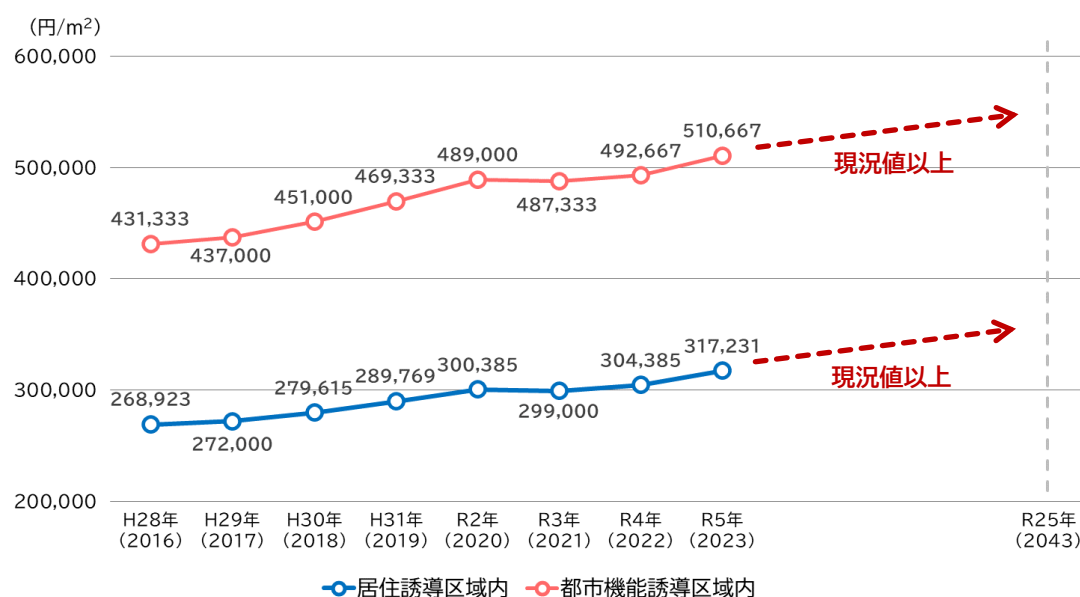


図 8-5 両誘導区域に含まれる地価公示の各地点の平均値

8-2 届出制度

立地適正化計画の策定により、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられます。

都市機能誘導の区域外での誘導施設の建築や区域内での誘導施設の休止または廃止、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為などを行う場合は、市への届出が必要となります。

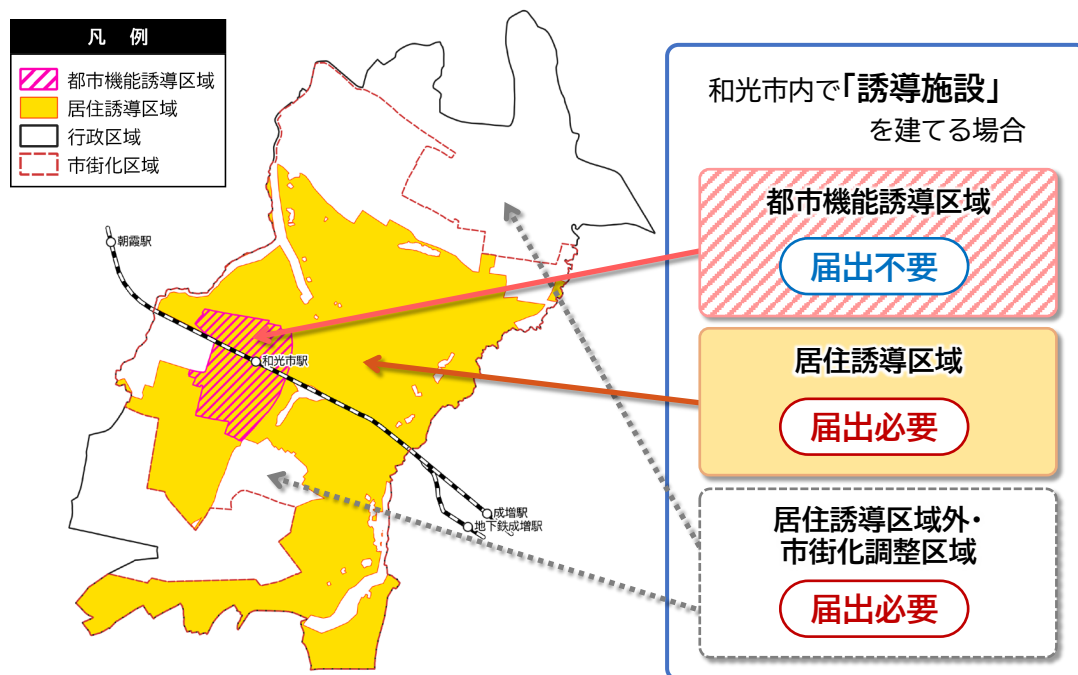
(1) 都市機能誘導区域に係る届出制度

都市機能誘導区域外において誘導施設の建築の動向を把握するため、都市機能誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の 30 日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)

《都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為》

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

《和光市内で「誘導施設」を建てる場合の届出の要否》



また、都市機能誘導区域内において、本計画で設定した誘導施設となっている既存施設について、休止または廃止する場合は、休止または廃止の日の 30 日前までに市へ届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)

《都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為》

休廃止	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合 ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合
-----	--

(2) 居住誘導区域に係る届出制度

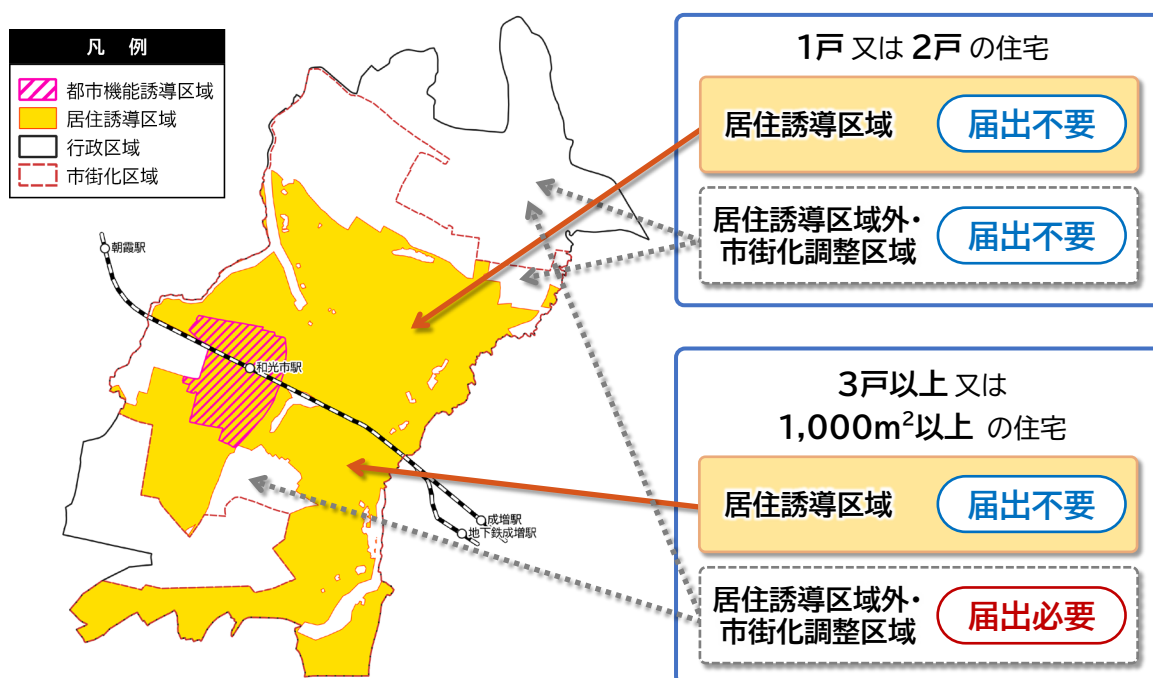
居住誘導区域外において住宅開発などの動向を把握するため、居住誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第88条第1項)

《居住誘導区域外において届出の対象となる行為》

開発行為	◇3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 届出必要 3戸の開発行為  ◇1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為において1,000㎡以上の規模のもの (例) 届出必要 1,300㎡で1戸の開発行為  届出不要 800㎡で2戸の開発行為 
建築等行為	◇3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◇建築物を改築、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合 (例) 届出必要 3戸の建築行為  届出不要 1戸の建築行為 

※「住宅」とは、戸建て住宅、集合住宅、長屋などの居住の用に供する建築物を言います。詳しくは、建築基準法における住宅の取扱いを参考にして下さい。

《和光市内で「住宅」を建てる場合の届出の要否》



8-3 進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりが適正かつ計画的に行われるよう、計画の継続的な進行管理が必要となります。

おおむね5年ごとに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）といったPDCAサイクルの仕組みを活用しながら評価・検証を行うことを基本とします。

(2) 計画の見直し

立地適正化計画は長期的な視点に立った計画であり、おおむね20年先の将来像の実現を目指しますが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や法改正、上位計画である総合振興計画や都市計画マスタープランなどに示される方針の見直しなどがあった場合には、それら変化に柔軟に対応するため、本計画の一部または全ての改訂を検討します。

なお、立地適正化計画制度については、おおむね5年ごとに施策・事業の実施状況や評価指標の達成状況を確認し、計画の進捗や妥当性を評価・検証することが望ましいとされていることから、それらも踏まえ適切な見直しの時期を定めていきます。

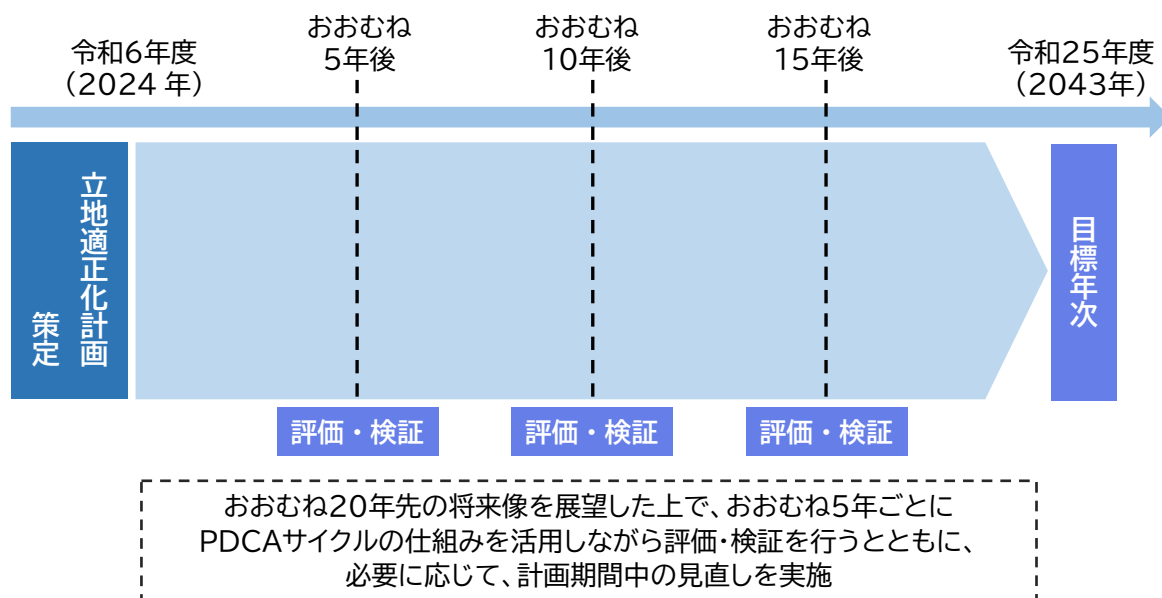


図 8-6 立地適正化計画の評価・検証の時期のイメージ